

～宅地災害の防止等を目的とした対策工事をお考えの方へ～ 宅地の防災対策工事等に対する助成金制度が出来ました！

近年頻発する大規模地震や短時間強雨による宅地への被害を減災・防災するためには、宅地の所有者による擁壁等の適切な維持管理と予防保全対策が必要です。ひとたび、宅地災害が発生すると、自己所有地のみならず、隣接する宅地や道路等の公共施設へ影響を与える恐れがあります。

そこで本市では、宅地災害の防止等を目的とした工事を行おうとする方に対し、当該工事に係る費用の一部を市が助成することにより、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的とした助成金制度を創設しました。

6月1日より助成金の交付申請の受付を開始いたしますので、お知らせいたします。

1 助成申請者

- 営利を目的としない個人である崖地の所有者等又は崖地に隣接する土地の所有者等(共有名義の土地の場合は、所有者全員の承諾が必要です)
- 交付申請時に対象地を5年以上所有していること
- 固定資産税、都市計画税の未納がないこと など

2 助成対象地

- 地盤面からの高さが2メートルを超える崖地
- 崖崩れが発生した場合の影響範囲内に、第三者が現に居住する建築物、公共施設又は私道が存する崖地(崖崩れが発生した際、その被害が自己の敷地内に留まり、第三者への影響がないものは対象外です) など

3 助成額

対象工事	想定工事	助成額
防災対策工事	崖崩れの防止を目的とした工事 擁壁工事、法枠工事 など	対象工事費用の1/3 (上限額300万円)
減災対策工事	崖崩れによる被害の低減を目的とした工事 擁壁補強工事、擁壁補修工事 など	対象工事費用の1/3 (上限額100万円)

4 申請について

令和5年6月1日(木)から受付を開始します。 ※予算に達し次第受付終了

申請を検討する方は、かならず事前に開発調整課へご相談ください。

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026529/bousai/1008801/1028151.html>

問合せ先
開発調整課
直通電話 042-769-8250